Family Tax Express
令和５年３月27日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.271

遺言書でできる相続対策　～相続手続の円滑化～　その４

今回から「遺言書でできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、遺言書が残されていた場合に、相続手続がスムーズに行うことができることについて解説することとします。

1. 遺言執行者を指定しておく

遺言執行者は、遺言の内容を実現するために存在し、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有しています（民法 1012①）。

たとえば、①相続財産の管理や処分権、②認知では戸籍の届出をすること、③相続人廃除の遺言では、家庭裁判所に対してその旨の請求をする、④不動産を遺贈すると記載されている場合には不動産の登記を行うことなどが仕事となります。

たとえば、相続人ではない子の嫁や孫に不動産を相続させようと考える場合は、遺言書には「遺贈」すると書きます。この場合、遺言執行者の指定がされていなければ、受遺者（子の嫁や孫）単独で不動産の相続登記をすることができず、相続人全員の協力（印鑑証明書の添付）が必要となります。さらに、「遺贈する」形式の遺言の場合には登記済権利書又は登記識別情報も必要となります。

しかし、遺言執行者が指定されていれば、遺言執行者の権限によって相続人の協力は必要がなく相続登記ができ、相続人もその執行を妨げることはできません。

ただし、遺言執行者は正当な理由があれば家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。また、任務を怠れば利害関係人の請求によって解任されます。

遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができます（民法 1016）。

2. 国外に居住する相続人がいる場合

被相続人が日本人の場合、相続に関する法律は、被相続人の本国法が適用され、日本法が適用されるのが原則です（法の適用に関する通則法 36 条）。よって被相続人が日本国籍であれば日本の民法に基づいて相続手続が進められます。

日本国籍を有する相続人の場合、日本においては不動産登記、銀行借入金、自動車の名義変更等の諸手続等、様々な理由で印鑑証明書の提出が求められますが、日本での住民登録を抹消して外国に在留している人は、住民登録抹消と同時に印鑑登録も抹消されてしまいます。そのため、法務局や銀行等では、海外に在留している日本人には印鑑証明に代わるものとして、サイン証明（署名証明）の提出を求めています。

また、不動産の相続登記では、不動産を相続した人の住民票も必要となるので、在留証明も必要です。

しかし、遺言書を作成してあれば、遺言相続が優先され、遺産分割協議をする必要はありません。遺言書に遺言執行者の定めがしてあれば、遺言執行者がすぐに手続きを始めることができます。その場合、相続人全員の印鑑証明書も必要ありません。そのことから、外国に日本国籍を有する推定相続人がいる場合は、遺言書を書いて遺言執行者を指定しておくことをお勧めします。

3. 未成年者や判断能力の不十分な人がいる場合

（1）遺言による未成年後見人の指定

未成年後見制度は、未成年者の保護を行うべき親権者が死亡したときなど、親権者が存在しない場合に、親権者に代わって未成年者を保護するべき保護者として後見人を選任する制度です。

親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がない場合に、未成年者（意思能力があることが必要）、未成年者の親族、又はその他の利害関係人が家庭裁判所に申立てを行い、未成年後見人を選任してもらいます。

この未成年後見人については、遺言書で指定することができます。これは、未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる旨規定されています（民法 839）。

（2）判断能力が不十分な人がいる場合

相続人のうちに、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人がいる場合には、遺産分割などにおいて自分で判断することが困難であるため、後見人等を選任し、その後見人等が代わりに遺産分割協議に参加します。

この場合でも、遺言書が残されていると遺言相続が優先されます。判断能力の不十分な相続人の遺留分を侵害するような遺言の場合には、成年後見人が遺留分の請求をすることになります。

（文責：山本和義）